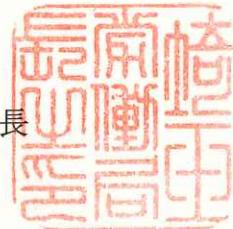


埼労発雇均0905第2号  
令和5年9月5日

一般社団法人埼玉県経営者協会 会長 殿

埼玉労働局長



### 10月の「年次有給休暇取得促進期間」について

時下、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

労働行政の運営につきましては、平素より格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、年次有給休暇（以下「年休」という。）につきましては、「過労死等の防止のための対策に関する大綱」（令和3年7月30日閣議決定）等において、政府目標として2025年（令和7年）までに取得率を70%以上とすることとされており、その取得促進は重要な課題です。

このような中、令和3年の年休の取得率は58.3%と、前年より1.7ポイント上昇し、昨年に引き続き過去最高を更新したものの、依然として政府目標とは大きな乖離があることから、年休の取得促進に向けて、一層の取組が必要です。

このため、厚生労働省では、10月を「年次有給休暇取得促進期間」と位置づけ、年休の計画的付与制度や時間単位の年休制度の導入促進のほか、使用者の時季指定義務について周知等を行い、年休の取得促進の機運醸成を図ります。

つきましては、貴職におかれましても、この趣旨を御理解の上、同封のポスター及びリーフレットによる傘下企業等への周知に御協力くださいますようお願ひいたします。

なお、本リーフレット等は、以下に掲載していますのでご活用ください。

○年次有給休暇取得促進特設サイト（資料のダウンロード）

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/kyuuka-sokushin/>

<担当>

埼玉労働局雇用環境・均等部企画課（鈴木）  
電話 048-600-6210